

3. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1) 資金調達の見込みについて

肉用子牛生産者補給金交付に係る借入金の限度額の設定

提案理由

会計処理規程第30条の規定に基づき、令和2年度の肉用子牛生産者補給金の交付にあたり生産者積立金に不足が生じる場合、借入金の限度額を次のとおり設定しようとするものである。

- (1) 借入限度額 子牛運営特別基金の範囲内とする。
- (2) 借入先 一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会
- (3) 借入方法 生産者積立金融資事業による借り入れ
- (4) 借入利息 無利子
- (5) 償還方法 4年据置期間経過後、4年間の均等分割払い又は繰上償還
- (6) 償還財源 特別の積立金
(ただし、四半期別の借入金・特別納付金の額及び納付期日は、会長に一任する。)

2) 設備投資の見込みについて

当期中に重要な設備投資の予定はありません。